

ひょうご花のアンバサダー２０２５（仮称）選考事業に係る業務委託仕様書

第１ 委託業務名

ひょうご花のアンバサダー２０２５（仮称）選考事業

第２ 委託業務の目的

兵庫の花づくり推進協議会（以下「協議会」）が実施する、ひょうご花のアンバサダー２０２５（仮称）選考事業に係る業務を委託する。

※ひょうご花のアンバサダー２０２５（仮称）とは、公式行事やイベントなどで、兵庫県内にとどまらず日本全国、時には海外に花と緑あふれる兵庫県の魅力をPRする親善大使をいう。

第３ 委託業務期間

契約締結日（６月上旬を予定）から令和７年９月３０日（火）まで

第４ 委託料上限

１，９００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。） なお、当初契約に定められた業務内容の遂行にあたって追加の費用負担が生じた場合においても、原則として受託者の負担とする。

第５ 選考手順

ひょうご花のアンバサダー２０２５（仮称）の選考については、下記の手順で実施すること。

１ 募集：下記の条件で候補者を募集すること。

（１）兵庫県在住の１８歳以上の者（性別問わず、ただし高校生は除く）

（２）１年（数ヶ月延長の可能性があり）を通してアンバサダーの活動に支障をきたさない者

（３）２０２５年４月１日現在、他の自治体の観光大使・キャンペーンレディ等の活動をしていない者

（４）暴力団及び反社会勢力との関係がない者

２ 一次審査（書面）：応募者の中から、２０～３０名程度に絞り込む。

プロフィールと写真を印刷し、書面による審査を実施すること。

３ 二次審査（面接）：一次審査通過者の中から、１０名程度に絞り込む。

面接審査を実施すること。

４ 最終審査（面接）：二次審査通過者の中から、３名を選出する。

面接・自己PRによる審査を実施すること。

上記２～４の業務においては、原則一般には非公開で行い、最終審査会のみマスコミ、候補者の関係者のみに公開して行う。

第６ 審査員の選定

審査にあたっては、以下の手順で審査員を選定すること。

１ 一次審査

協議会において３名選出、受託者が１名以上選定すること。

２ 二次審査

協議会において６名選出、受託者が１名以上選定すること。

３ 最終審査

協議会において７名選出、受託者が１名以上選定すること。

第7 業務内容

ひょうご花のアンバサダー2025（仮称）を募集・選考するため、以下の業務を実施すること。なお、審査会場については、一次審査、二次審査、最終審査ともに神戸市周辺の会場を確保すること。その他必要事項については、随時協議会事務局と協議すること。

1 ひょうご花のアンバサダー2025（仮称）候補者の募集

（1）効果的な広報を実施し、100名の候補者を募ること。（定額50万円）

なお、応募者（第5の1の条件をすべて満たす者）が100名に満たない場合は一部広報費を減額する。（減額する金額：2500円/人に100名に満たない人数を乗じた金額）

（2）協賛企業の募集（別途協議会募集分あり）

※協賛企業を募った場合、協賛金の一部を選考事業の費用へ充填することは可能です。

（3）応募者とりまとめ（問い合わせ対応含む）

2 審査の実施

審査の内容を企画し、一次審査、二次審査、最終審査を実施すること。なお具体的な業務内容は下記の表のとおりとする。（表中○の部分について実施すること。）

	一次審査	二次審査	最終審査
審査員の選定	○	○	○
審査員謝礼	○（1名）	○（3名）	○（6名）
審査会内容の企画 一式	○	○	○
会場確保及び設営・撤去 一式	○	○	○
音響 一式	×	○	○
審査会司会進行（司会報酬含む）	×	○	○
花のアンバサダー たすき 3本	×	×	○
その他審査会に必要な物品、張り紙、備品	○	○	○
その他審査業務 （審査員旅費・飲食費含む）	○	○	○
応募者への結果連絡	○	○	×

3 協賛品の確保（協議会募集分を除く）

令和7年9月20日（土）または9月21日（日）のアンバサダーお披露目会までに、協賛品を確保し、指定の期日までにお披露目会の会場へ搬入すること。

第8 募集・審査スケジュール

1 募集期間 契約締結後～7月31日（木）

2 一次審査 令和7年8月上旬ごろ

3 二次審査 令和7年8月中旬ごろ

4 最終審査 令和7年8月30日（土）または8月31日（日）

5 お披露目会 令和7年9月21日（日）

※お披露目会（協賛品の確保を除く）については、本委託業務の対象外とする。

第9 業務完了後の提出書類

受託者は、代表アンバサダー（1名）、アンバサダー（2名）の選考経過を整理し、委託事業完了後速やかに完了報告書を提出すること。

第 10 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の取消しができる。この場合、兵庫県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、競技会及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

第 11 疑義

事業に関わる疑義は、着手前に確認するものとし、やむをえず着手後生じた疑義は、打ち合せにより確認するものとする。

第12 軽微な変更

現場運営等の都合で、事業内容について変更をする場合、その内容が軽微であれば、契約額の増減はしないものとする。

第 13 諸届

事業実施に必要な諸届は受託者が代行し、これに要する費用は受託者が負担する。